

路線名 道路の区域	倉吉由良線	区	間	新旧別		敷地の幅員	延	長	備考
				新	旧				
倉吉市和田字沢ベリ八二八番四地先から	倉吉由良線	区	間	新	旧	九、五〇、五	延	四二〇	一部付替
				新	旧				
字野畑三三七番地先まで	倉吉由良線	区	間	新	旧	三、五〇、五	延	四二〇	一部付替
				新	旧				
東伯郡大栄町大字六尾字夢地二一四番四地先から	倉吉由良線	区	間	新	旧	六、五	延	九五	一級国道九号線 に変更
				新	旧				
字西配竹二二二番一地从先から	倉吉由良線	区	間	新	旧	八〇、二	延	三七	備考
				新	旧				
字夢地二二四番四地先まで	倉吉由良線	区	間	新	旧	八〇、二	延	三七	備考
				新	旧				
路線名	倉吉江府線	区	間	新	旧	敷地の幅員	延	長	備考
道路の区域	倉吉江府線	区	間	新	旧	敷地の幅員	延	長	備考
倉吉市生田字松ノ木三三五番地先から	倉吉江府線	区	間	新	旧	メートル 六	延	メートル 三四六	備考
				新	旧				
中河原字道久橋五三七番一地从先まで	倉吉江府線	区	間	新	旧	七	延	三四六	備考
				新	旧				
東伯郡関金町関金字鬼岩一一五七番地先から	倉吉江府線	区	間	新	旧	四〇、六、五	延	一八〇	備考
				新	旧				
字中道端所四番二地先まで	倉吉江府線	区	間	新	旧	六〇、一、三	延	二二九	備考
				新	旧				

路線名 道路の区域	倉吉青谷線	区	間	新旧別		敷地の幅員	延	長	備考
				新	旧				
東伯郡三朝町大字横手字福呂五〇〇番一地从先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	四〇、七、五	延	五六〇	備考
				新	旧				
山田字中道七五四番一地从先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	九〇、二	延	五六〇	備考
				新	旧				
片柴字郷道一、三二九番一地从先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	四〇、六	延	三三五	備考
				新	旧				
字天満一、〇〇九番一地从先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	七〇、一、三	延	三三五	備考
				新	旧				
東相郡泊村大字原字二ノ順礼七一四番三地从先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	メートル 三〇四	延	メートル 二六八	備考
				新	旧				
字二ノウグイ六九九番地先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	一〇、二、三	延	二六〇	備考
				新	旧				
字二ノ順礼四六一番四八地先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	一〇、二、三	延	二六〇	備考
				新	旧				
字二ノウグイ六九九番地先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	四〇、四、八	延	一九〇	備考
				新	旧				
字井手尻二二六番地先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	八〇、七、五	延	一九〇	備考
				新	旧				
字胡摩戸二二四番地先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	三、五〇、六、五	延	一、三〇〇	備考
				新	旧				
松崎町大字松崎字城山六六四番一地从先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	九〇、一、一	延	一、三〇四	備考
				新	旧				
引地字青鷲二三番一地从先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	九〇、一、一	延	一、三〇四	備考
				新	旧				

津山倉吉線

三朝町木地山字五輪原から
字釜穴まで

倉吉市生田字松ノ木から
中河原字道久橋まで

東伯郡関金町関金字鬼岩から
字中道端所まで

山口字寺ノ前から
字法大神まで

字山白水地内

泊村大字園字屋敷から
字西川まで

大栄町大字六尾字北梁溝から
字夢地まで

九号線

鳥取県告示第百二十三号

昭和三十四年一月二十五日付で米子市東八幡松本弘ほか
十四名の者から申請のあつた米子市大井手土地改良区
の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を
審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（

昭和二十四年法律第九十五号）第八條第四項の規定に

より、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年三月十三日から同年四月一日までの二十
日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市 米子市役所

鳥取県告示第百二十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四條の規定に
よる廃業届があつたので、同法第十五條第一項の規定に
より建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日

鳥取県知事登録（ほ）第九八号 昭三三、三、二五

名称

小林組

所在地

鳥取市行徳一八四

申請者氏名 まつ消年月日

小林 菊造 昭三四、三、三

鳥取県告示第百二十五号

青谷町上露谷土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の名について、次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住

所

氏

正

名

誤

気高郡青谷町大字露谷三八四番地

吉田 幸次

吉田 幸治

鳥取県告示第百二十六号

次のように牛の結核病及びブルセラ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。
ただし、生後六月、分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
結核病……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び試験管法検査

別表 査

実施期日	実施区域	実施場所
三月 十三日	日野郡江府町	下敷屋 原下栢原 家畜検査場
三月 十六日	池の内	荒田 洲河崎
三月 十四日	溝口町	長山 大平原 金屋谷
三月 二十七日	根雨町	舟湯 下榎 倉谷
三月 二十五日	三日月	福岡 畑地
三月 二十八日	宇田川	宇田川家畜検査所
三月 三十一日	根雨町	根雨町
三月 十四日	大山町	大山町大山 佐摩、坊領、 平、宮内、 検査所
三月 十七日	大山町	種原、 明間、 飯戸、 前畑、 別所、 藏岡、 原
三月 十八日	大山町	庄内家畜管理 所 高麗家畜検査 所
三月 十九日	大山町	名和町庄内 大山町高麗
三月 二十三日	大山町	名和町名和 大山町所子
三月 二十四日	大山町	名和町名和 大山町所子
三月 二十五日	大山町	名和町名和 大山町所子
三月 二十六日	大山町	名和町名和 大山町所子
三月 二十七日	大山町	名和町名和 大山町所子

鳥取県告示第百二十七号
次のように牛の肝てつ、検査及び駆除を実施するから、家

畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ、の予防並びに駆除のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内、分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
肝てつ、検査……皮内注射反応虫卵検査法
肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
三月 九日	西伯郡淀江町大和	大和家畜検査所
三月 十日	大山町	大山町大山 佐摩、坊領、 平、宮内、 検査所

実施期日	実施区域	実施場所
三月 十一日	淀江	淀江家畜市場
三月 十二日	宇田川	宇田川家畜検査所
三月 十三日	宇田川	宇田川家畜検査所
三月 十四日	宇田川	宇田川家畜検査所
三月 十六日	大山町	大山町大山 佐摩、坊領、 平、宮内、 検査所
三月 十七日	大山町	種原、 明間、 飯戸、 前畑、 別所、 藏岡、 原
三月 十八日	大山町	庄内家畜管理 所 高麗家畜検査 所
三月 十九日	大山町	名和町庄内 大山町高麗
三月 二十三日	大山町	名和町名和 大山町所子
三月 二十四日	大山町	名和町名和 大山町所子
三月 二十五日	大山町	名和町名和 大山町所子
三月 二十六日	大山町	名和町名和 大山町所子
三月 二十七日	大山町	名和町名和 大山町所子

二十八日
" "
" "

鳥取県告示第百三十号

鳥取市湖山町に設置した鳥取県営住宅の家賃を次のように定める。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二期

設置場所	鳥取市湖山町
構造	簡易耐火(二階建)
戸数	十八
延坪数	十二
間取	六畳三畳一風呂場一プロパンガス
家賃	二、二四〇円

鳥取県告示第百三十一号

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、鳥取県営住宅入居者を次のように募集する。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二期
一 住宅の概要及び募集区分

募集区分	設置場所	構造	募集戸数	延坪数	間取	家賃	敷金
一般用	鳥取市湖山町(二階建)	簡易耐火	一五	一二	六畳三畳一風呂場一プロパンガス	二、二四〇円	六、七〇〇円
引揚者	湖山町(二階建)		三				

二 入居申込書受付期日

昭和三十四年三月十三日から
昭和三十四年三月二十六日まで

三 受付場所

鳥取県庁 建築課

四 入居の期日

別に指定する。(四月上旬の予定)

五 入居申込者の資格

- (一) 現に住宅に困窮していることが明らかである者
- (二) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻の関係と同様の事情

にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
(三) 現に公営住宅に入居していない者(県営住宅ひばりヶ丘、小松ヶ丘、夕日ヶ丘に入居している者は除く。)

(四) 入居申込者(同居しようとする親族を含む。)の毎月の収入の合計額から扶養親族一人につき千円を控除した額が家賃の六倍以上十五倍(その額が三万二千円をこえるときは三万二千円)以下であつて家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者

(五) 引揚者用住宅は、この申込資格のほか現に引揚者用住宅に居住していない引揚者

六 入居申込者の選考基準

- (一) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (二) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(三) 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
(四) 正当な理由による立退の請求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)

(五) 住宅がないため勤務の場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
七 入居の申込について要する書類

入居の申込者は、県営住宅入居申込書(建築課にそなえる。)に次の書類を添えて受付期間内に建築課に提出すること。

- (一) 五の(一)の現に同居し、又は同居しようとする親族全員の市町村長の証明書(住民登録証明書)
- (二) 五の(四)の収入に関する証明書
- (三) 六の各号の一に該当する旨の担当民生委員の証明書
- (四) 五の(四)の引揚者用住宅の申込者は引揚者証明書の

